

# 第18回オーブンウォータースイミング大会

七夕にあたる7月7日、本村地区で第18回オーブンウォータースイミング大会が行なわれました。

今年からコースは森自動車整備工場の下の浜をスタートし、浜庄さん下で折り返し、例年と逆のコース。

当日のエントリー数は211。風が少し強く、あまりコンディションが良くない中、195名が完泳しました。

Cタイプでは、地元新島の佐藤晃子さん(91歳)と最低年齢スイマー富田さん(13歳)に村長から記念品が贈られました。



また、最高年齢スイマー秋山さん(91歳)と最低年齢スイマー富田さん(13歳)に村長から記念品が贈られました。結果はつきのとおりです(敬称略)。

- 【Aタイプ】 4.5 km
  - 男子優勝 原田 哲弥
  - 女子優勝 堤 沙 織
- 【Bタイプ】 3 km
  - 男子優勝 井之川 俊
  - 女子優勝 佐藤 奈津
- 【Cタイプ】 1.5 km
  - 男子優勝 関根 功雄
  - 女子優勝 佐藤 晃子

# かんとんヨガ

新島、式根島でさわやか健康センター主催の育児学級『かんとんヨガ』が実施されました。

新島では6月14日に実施され、参加した親子は24組。

式根島では7月4日に式根島開発総合センターで実施されました。

両島合わせて14人の育児ボランティア・スタッフがサポートに当たりました。

親子でのヨガの後、ボランティニア・スタッフに子どもを預け、ヨガでリラックスする親御さんたちの姿がみられました。



▶式根島地区のヨガの様子



▶新島地区の参加者の方々

# ソフトバレーボール大会

島しょ地区でソフトバレーボールを始めた最初の島は新島だということを皆さんは知っていますか? そんなソフトバレーボール元祖の島、新島で6月24日、ソフトバレーボール大会が開催されました。

参加チームは全部で14チーム。混合シニアの部と混合フリーの部に分かれ、対戦しました。混合シニアの部の優勝はむつみ会チーム、混合フリーの部の優勝はアキラチームが勝ち取りました。

午後には特別指導者の岩本洋さん(元全日本女子バレーボール代表チーム監督)、横野有紀さん(アトランタオリンピック女子バレーボール代表選手)によるソフトバレーボール教室が行なわれ、ソフトバレーボール特有の戦術をコーチしていただきました。



# にしきで行く下田ツアー



7月1日、毎年恒例の「にしきで行く下田ツアー」が開催され、本村・若郷・式根島地区からの参加者80名がにしきで下田へ出発しました。毎年、予約が殺到するこのツアー。今年も予約開始日にほぼ定員が埋まりました。当日は、あいにくの天気ではありませんでしたが、下田市の住民の皆さんが温かく迎えてくれ、ツアー参加者は下田を満喫しました。

# 本村地区ゲートボール場が完成



本村地区のゲートボール場改修工事が6月18日に完了しました。場所は温泉口ツジの隣です。村では、高齢者の健康増進と生きがいづくりを目的とし、以前から要望が多かったゲートボール場の改修工事を行ないました。利用については予約不要料金は無料ですので、どうぞご利用ください。

# 莊川海の子 山の子交流事業



7月15日、岐阜県莊川小学校の子どもたち9名と引率の先生方3名が来島し、新島の夏を満喫しました。全国的に猛暑日となった翌16日には、新島小学校のごどもたちと海水浴が行なわれ、海岸でのバーベキューやスイカ割りなどで交流しました。17日の新島村役場への表敬訪問では、「一番思い出に残ったのは海で遊んだことです。新島の皆さんありがとうございました。」と、この3日間の思い出を感謝の言葉で締めくくりました。

# ご意見箱への回答

現在、村内各所に置かれているご意見箱に投書されたご意見・ご提言の中から6月までの回収分について、担当課が回答します。

なお、掲載にあたっては、スペースの都合で文章の削除・省略・変更を行いました。また、同じ理由ですべての回答を掲載することはできませんので、ご了承ください。

## ■土地について

村有地、農地、住宅地など土地の売買がない(貸借を含む)ので、家を建てたくてもできません。行政として積極的に推進してほしい。

## 【回答】企画財政課、産業観光課

### ▼企财险 財産管理係

ご意見ありがとうございました。まず、村有地を貸借または購入する場合がありますが、村有の住宅地については、住民への貸し出しや「払い下げ事業(村有地の貸借人に希望者を募り、資格のあるものに対して宅地を売ること)」などにより、現時点では住宅地に適した村有地を所有していない状況にあります。適地がある場合には、宅地貸付募集は随時行なっています。宅地開発については、村民からの要

求が集まれば検討していきます。

民地(個人の土地)の売買の仲介については、民間業者の領分であり、住民への公平性を保つためにも村が仲介することはできないものと考えます。

### ▼産観課 農林水産係

農地の場合でお答えします。まず、住宅を建築するためには、地目(土地の種類)を「農地」から「宅地」へ変更しなければなりません。過去、何件か実績があるのは、住民同士で農地の売買の合意を得てから、所有者変更(売買)・地目変更(農地→宅地)の手続きをし、住宅を建築するケースです。お手続きの際は、お手伝いいたしますので、農業委員会事務局(農林水産係)へお申し出ください。

なお、農地転用には東京都の許可が必要となり、場所によっては許可の出ない所もありますので、ご了承ください。

そして「村の所有する農地はないこと(耕作しない遊休地のまま、行政が農地を所有することとは問題であるため)」と、「農業委員会からの斡旋で農地の購入ができませんが、その農地は原則として、農地としてしか利用できない(地目変更ができません)」ことをご理解ください。